凡例　対象　日日時　場会場　内内容　講講師　定定員　費費用　申申し込み　問問い合わせ

ご案内

申請を受け付けます 住宅用自然エネルギー利用機器等設置の補助

市では、住宅用自然エネルギー利用機器等を設置した方に補助をしています。

【住宅の居住部分で使用するため機器を設置した方】

今回、第3期の申請を受け付けます。

対市内の住宅に新たに対象機器（左表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人で、機器を設置した住宅に居住している方

申11月4日～12月10日に直接環境・自然共生課へ。

※設置工事完了後に申請して下さい。

※申請期間中の申請金額の合計が、予算金額を上回った場合には、抽選で補助対象者を決定します。抽選は、12月17日です。

対象機器・補助金額一覧表

対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1kWあたり2万5000円／上限15万円
太陽熱ソーラーシステム（強制循環式）	定額3万円
太陽熱温水器（自然循環式）	定額2万円
CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	定額2万円
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）※高効率でない、旧来型の機器から付け替えた場合のみ対象です。	定額1万円
家庭用蓄電池システム※定置用リチウムイオン蓄電池のみ対象です。	定額5万円

【共同住宅の共用部分で使用するため機器を設置した方】

対市内の共同住宅の共用部分で使用するため、新たに住宅用太陽光発電システムを設置し、機器を設置した住宅を所有している個人・事業者・管理組合

内住宅用太陽光発電システム1kWあたり2万5000円（上限25万円）

申2015年2月27日までに直接環境・自然共生課へ（先着順）。

◇

※申請書と申請の手引きは、環境・自然共生課（市庁舎7階）、各市民センター、各駅前連絡所で配布しています（町田市ホームページでダウンロードも可）。

問環境・自然共生課☎724・4391 FAX050・3160・5220

かくたん吸引研修

安全かつ適切に痰の吸引を行うことができる介護職員を養成するための研修です。

※町田市医師会との共催です。

対両日参加できる市内の訪問系・通所系サービス事業所、小規模多機能、グループホーム等の高齢者介護に従事している介護職員

日2015年1月17日（土）午後1時～7時15分、18日（日）午前9時～午後0時30分、全2回

場町田市医師会館（旭町）

定20人

※選考により参加者を決定します。

申12月7日までに電話で町田病院在宅ケア室へ。

※研修内容の詳細は、町田病院在宅ケア室（☎789・0502 FAX794・6621）へお問い合わせ下さい。

問高齢者福祉課☎724・2140 FAX050・3101・6180

生涯学習センター・昭和薬科大学共催 講演会

【感染症の最前線】

日12月6日（土）午後2時～4時

場生涯学習センター7階ホール

内①病原体とヒトとの戦い②話題の耐性菌、話題の病原体～デング熱・エボラ感染症を合めて

講①昭和薬科大学統合感染免疫学研究室教授・石戸聡氏②東邦大学医学部微生物・感染症学講座感染病態・治療学分野教授　舘田一博氏

定154人（申し込み順）

申11月4日正午から電話でイベントダイヤル（☎724・5656）へ。

問同センター☎728・0071 FAX728・0073

町田市高齢者支援センター「家族介護者教室」

介護方法等の知識普及のための講座です。詳細は、各高齢者支援センターへお問い合わせ下さい。担当地域の高齢者支援センター以外の催しでも参加できます。

問高齢者福祉課☎724・2140 FAX050・3101・6180

催し名	日　時	会　場	定員／費用／申し込み
整形外科医から学ぶ腰痛膝痛等の原因と対応策について	11月16日（日）午後2時～4時	ふれあい桜館（小山田高齢者在宅サービスセンター）	15人（申し込み順）／電話で忠生第1高齢者支援センター（☎797・8032）へ
介護者のセルフケア　腰痛予防とハンドトリートメント	11月21日（金）午後2時～4時	特別養護老人ホームコモンズ	30人（申し込み順）／電話で町田第1高齢者支援センター（☎728・9215）へ
介護食品や、低栄養対策となる高栄養食品等の説明・相談・試食	11月28日（金）午後2時～4時	老人保健施設サンシルバー町田	15人（申し込み順）／費100円／電話で堺第1高齢者支援センター（☎770・2558）へ
自分らしい老後の暮らしはどこにある？～サービス付き高齢者住宅、有料ホームとの違い	11月28日（金）午後2時～4時	玉川学園さくらんぼホール	50人（申し込み順）／電話で町田第3高齢者支援センター（☎710・3378）へ
家族みんなで「ひざ腰楽ちん講座」～変形性膝関節症や腰の疾患について、自宅でできる運動方法や介助方法	11月30日（日）午前10時～正午	特別養護老人ホーム悠々園	20人（申し込み順）／費100円／電話で鶴川第2高齢者支援センター（☎737・7292）へ

軽自動車税の税率が変更されます

地方税法の改正に、それに伴う市税条例の改正により、軽自動車税は平成27年度分から、税率が変更されます（表1・2参照）。

なお、軽三輪車及び軽四輪車の税率は、車両番号（ナンバー）の指定を受けた時期によって、平成27年度分からの適用税率が異なります（表2の①②参照）。

平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両は①の税率、平成27年4月1日以降に車両番号の指定を受けた車両は②の税率が、それぞれ適用されます。

また、平成28年度分から、排出ガス低減や燃費性能に優れた、環境負荷の小さい軽自動車の普及を進めるため、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した車両には、表2の①・②より重い③の税率（重課税率）が適用されます（図1の例1・2参照）。

※初めて車両番号の指定を受けた年月は、「自動車検査証」の「初度検査年月」の欄を参照して下さい。

※軽自動車税は、4月1日現在、町田市内に定置場（使用しない時に主に駐車する場所）がある軽自動車等を所有している方に課税します。

問市民税課☎724・2113 FAX050・3085・6084

【表1】原動機付自転車等の税率一覧（年額）

種　別		平成26年度分まで（変更前税率）	平成27年度分から（変更後税率）
原動機付自転車	排気量50cc以下	1000円	2000円
	排気量50cc超90cc以下	1200円	2000円
	排気量90cc超125cc以下	1600円	2400円
	ミニカー	2500円	3700円
二輪の小型自動車（排気量250cc超）		4000円	6000円
二輪の軽自動車（排気量125cc超250cc以下）※		2400円	3600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1200円	2400円
	その他	4500円	5900円
軽自動車	専ら雪上を走行するもの	2400円	3600円

※二輪の軽自動車については、被けん引車も含まれます。

【表2】三輪車・四輪車の税率一覧（年額）

種　別				平成26年度まで（変更前税率）	平成27年度からの適用税率（変更後税率）		平成28年度からの適用税率（変更後税率）
					①平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両	②平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両	③【重課税（※）】初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した車両
軽自動車	三輪車			3100円	3100円	3900円	4600円
	四輪車	乗用	自家用	7200円	7200円	1万800円	1万2900円
			営業用	5500円	5500円	6900円	8200円
		貨物	自家用	4000円	4000円	5000円	6000円
			営業用	3000円	3000円	3800円	4500円

※平成28年度の税率から、環境負荷の小さい軽自動車の普及を進めるため、①②より税率が重い③の税率（重課税率）が適用される車両があります。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除外されます。また、平成15年10月13日以前に初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた車両の場合、自動車検査証の初度検査年月は「月」の情報が記載されていないため、初めて車両番号の指定を受けた月の属する年の12月を「初度検査年月」とみなします。

【図1】重課税率加算

例1　平成14年9月1日に四輪乗用自家用の新車（初めて車両番号の指定を受けた車両）を購入した場合

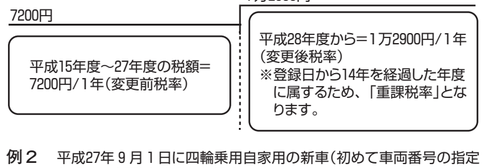

例2　平成27年9月1日に四輪乗用自家用の新車（初めて車両番号の指定を受けた車両）を購入した場合

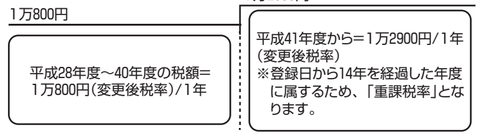

危険ドラッグ（脱法ドラッグ）にはダマされない！所持しない！使用しない！

問生活衛生課 ☎722・6728 FAX722・3249

ご案内

犬・猫たちにあたたかい家庭を キャンペーンを実施

飼育希望者は、住所・氏名が確認できるものをお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。ワクチン等の費用負担があります。

当日の引き渡しは行いません。

日11月23日（祝）、12月21日（日）、いずれも午前10時～正午

【新たな飼い主を探したい方】

犬・猫の写真をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。

日11月11日、18日、12月9日、16日、いずれも火曜日午後2時～3時

【飼い主のいない猫の相談会】

毎月第2火曜日午後2時～3時に実施しています。直接会場へおいで下さい。

◇

場町田市保健所

※駐車場はありません。

問町田動物愛護の会☎090・1709・2321（受付時間＝平日の午後3時以降、町田市生活衛生課☎722・6727 FAX722・3249）

南多摩斎場～火葬時間帯・火葬件数を 変更しました

南多摩斎場では、火葬需要の増加に伴い、1日の火葬件数を17件から20件に変更しました（左表参照）。

火葬時間帯一覧表

火葬時間	火葬件数
午前9時	3
午前11時（式場優先）	3
午前11時30分	2
正午	2
午後0時30分	2
午後1時	2
午後1時30分	2
午後2時	2
午後2時30分	2

※組織市（町田・八王子・多摩・稲城・日野市）以外にお住まいの方は、午前9時、午後2時、午後2時30分の時間帯に、各1件ずつ利用できます。

※詳細は、同斎場ホームページをご覧下さい。

問同斎場☎797・7641

5次募集～産業見本市出展補助事業を行います

市では、市内の中小企業者が展示会または見本市等に出展する場合、その経費の一部を補助しています。

対次のすべてを満たす方

①市内に1年以上住民登録している個人、または本店登記を有する法人②現に市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者③市税を完納している

※中小企業者以外の方でも、対象となる場合があります。

※補助の対象となる事業＝11月21日～2015年3月31日に開催される国または地方公共団体が主催・共催・後援等を行う国内の展示会、見本市等のうち、市外で行われるもの（ただし、物産展など販売を目的とするものは対象外）

内出展に際し、主催者へ支払う出展料（会場の使用料）の2分の1以内を補助（20万円を上限）

※申請多数の場合、補助額が少なくなる場合があります。

申請期間11月4日～20日

問産業観光課☎724・2129 FAX050・3101・9615

外国人のための 無料相談会

弁護士・行政書士など専門家が、ビザ・在留資格・結婚・離婚・健康保険・雇用保険・年金・子育て・労働等、毎日の生活の中で困っていること、聞きたいことの相談を受けます。

※通訳言語は英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ドイツ語、フランス語です。

日12月7日（日）午後1時30分～3時30分

場町田国際交流センター

申電話、FAXまたはEメールで同センター（☎722・4260 FAX722・5330 E-Mail soudan@machida-kokusai.jp）へ。

参加者募集～成人式関連イベント ダンスコンテスト

二十祭まわた実行委員会の企画・運営により、ダンスコンテスト「NEXT STEP～扉を開けて」を開催します。

※詳細は、町田市ホームページをご覧下さい。

対ダンス活動をしている新成人、新成人へのエールをダンスで表現していただける方

日11月30日（日）午後2時～4時

場町田ターミナルプラザ内市民広場

申11月17日まで。

※参加希望者多数の場合は抽選となります。

問文化振興課☎724・2184 FAX050・3085・6554

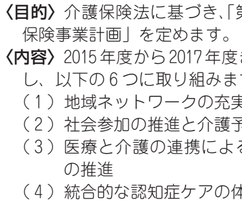

市庁舎4階屋上花畑も剪定枝チップ堆肥を使っています！（2014年5月28日撮影）

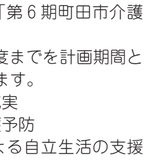

剪定枝のチップ堆肥

販売しています 剪定枝のチップ堆肥

町田市剪定枝資源化センターでは、市内で剪定した樹木からチップ堆肥を作り販売しています。本品は土壌改良材なので、他の肥料（化学肥料、畜ふん等）を補って使用して下さい。園芸や家庭菜園で土に混ぜると、土がふんわりして通気性が良くなり、すてきな花や野菜が育ちます。

※ビニール袋などの入れ物をお持ちのうえ、直接同センターへおいで下さい。

対市内在住の方

日月～土曜日、午前8時30分～11時30分、午後1時～5時（年末年始は除く）

場町田市剪定枝資源化センター（小野路町33332）

費10kgあたり30円

※農家の方は別価格です。詳細はお問い合わせ下さい。

問同センター☎708・4772

小野路宿里山交流館 臨時休館します

11月12日（水）は、館内の設備点検と一斉清掃のため、臨時休館します。

問同館☎860・4835、町田市産業観光課☎724・2128 FAX050・3101・9615

せせらぎの里

町田市自然休暇村（長野県南佐久郡川上村）

5月分の利用　11月1日から受付開始

電話受付です ☎0120・55・2838

※5月12日、13日は利用できません。

FAXでのお問い合わせは FAX 0267・99・2240

大地沢青少年センター

5月分の利用　11月1日から受付開始

初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます

電話受付です ☎782・3800

※5月7日、12日、19日、26日は利用できません。

※申し込みできる方は市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人です。

FAXでのお問い合わせは FAX 782・6815

パブリックコメント概要

①「第6期町田市介護保険事業計画（案）」②「（仮称）町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例（案）」③「（仮称）町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例（案）」

問高齢者福祉課☎724・4048 FAX050・3101・6180、介護保険課☎724・4366 FAX050・3101・6664

市では、「第6期町田市介護保険事業計画（案）」、「（仮称）町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例（案）」及び「（仮称）町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例（案）」について、市民の皆さんにご意見を伺うためのパブリックコメントを実施します。

①【第6期町田市介護保険事業計画（案）の概要】

〈計画期間〉2015年度～2017年度

〈目的〉介護保険法に基づき、「第6期町田市介護保険事業計画」を定めます。

〈内容〉2015年度から2017年度までを計画期間とし、以下の6つに取り組みます。

（1）地域ネットワークの充実
（2）社会参加の推進と介護予防
（3）医療と介護の連携による自立生活の支援の推進
（4）統合的な認知症ケアの体制作り
（5）在宅を支える介護保険サービスの充実
（6）自分にあった住まいや施設の選択

2014年10月3日開催の「第4回町田市高齢社会総合計画審議会」にて計画書素案を提出しました。その後に受けた中間答申を基に作成した資料を公表します。

②【（仮称）町田市地域包括支援センターの包括的支援事業の基準等に関する条例（案）の概要】

〈目的〉地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めます。

〈内容〉
○地域包括支援センターの職員の資格と人数に関する基準
○運営に関する基本方針等
※町田市では「地域包括支援センター」を「高齢者支援センター」と呼称しています。

③【（仮称）町田市指定介護予防支援事業の基準等に関する条例（案）の概要】

〈目的〉指定介護予防支援事業を実施するために必要な人員及び運営等に関する基準や、指定介護予防支援事業者の法人格の有無に関する基準を定めます。

〈内容〉
○事業の基本方針
○事業者の資格要件
○事業の人員に関する基準
○運営に関する基準

ご意見の提出方法

担当課	高齢者福祉課（〒194－8520　森野2－2－22、☎724・4048 FAX050・3101・6180）、介護保険課（住所は高齢者福祉課と同じ、☎724・4366 FAX050・3101・6664）E-Mail mcity1670@city.machida.tokyo.jp（共通）
募集期間	11月4日（火）～12月3日（水）（必着）
資料の閲覧・配布	計画（案）及び2つの条例（案）の概要は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています（各窓口で開所日・時間が異なります）。 ○配布場所 高齢者福祉課・介護保険課・市政情報課・広聴課（市庁舎1階）、各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、各市立図書館（木曽山崎図書館を除く）、町田市民文学館、生涯学習センター、男女平等推進センター、各高齢者支援センター
ご意見の提出先	郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵送の場合は、配布資料に添付している専用封筒（料金受取人払郵便）をご利用いただけます。

―注意事項―
・書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい。
・電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
・ご意見への個別回答は行いません。
・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2015年1月下旬～2月上旬に公表予定です。公表は、町田市のホームページや上記配布場所等での資料配布等で行います。

11／23（祝）に「第6期町田市介護保険事業計画（案）」に関する市民説明会を実施します。
※詳細は、今後の本紙でお知らせします。